

1. 運用細則

1.1 表示について

- ①サイズ表示は、適、不適の判定は行うが、合否判定からは除外する。
- ②その他の法定表示については、適、不適の判定を行い、合否判定に含めて判定を行う。

1.2 検査について

- ①染色堅ろう度は、白・生成り(含むオフ白)以外の全色を対象とする。
- ②試験片の表裏に違いがある場合は、原則、表裏共に試験を実施する。(ただし、耐光、汗耐光除く)
- ③物性試験は、原則代表1色とするが、同品番で組成が異なる場合は、組成毎に実施する。
- ④製品検査は原則代表1色とするが、同品番で組成、取扱表示が異なる場合は、異なる表示の製品毎に実施する。
- ⑤添付白布は綿・絹とする。(必要に応じて、綿・ナイロンとすることも出来る)
ただし、ドライクリーニングは多織交織布1号、昇華はポリエステル・綿とする。
- ⑥付属類の染色堅ろう度については、洗濯堅ろう度(又はドライクリーニング)及び水堅ろう度を実施する。
付属類については、「用語」を確認。
- ⑦ワンポイントプリントについては、洗濯堅ろう度及び摩擦堅ろう度を実施する。
- ⑧裏地の染色堅ろう度については、耐光以外の必須染色堅ろう度を実施する。
- ⑨製品検査において、タンブル乾燥で不合格になったものは、吊または平干しで再試験を行い判定を行っても良い。
- ⑩製品検査において、子ども用衣料にひもが付属する場合は、「JIS L 4129」に従い、指摘をしても良い。(ただし、合否判定は行わない)

1.3 用語について

- ①淡色: JIS L 0805「汚染用グレースケール」の3号より薄いものを淡色という。
- ②濃色: JIS L 0805「汚染用グレースケール」の2号より濃いものを濃色という。
- ③耐洗濯性において、よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用から支障のないもの: よこ編みは、約100%以上の伸びのあるもの。
- ④特殊プリント・特殊素材: 顔料・ラバー・発泡・転写・箔・コーティング・ラミネート・ボンディング・滑り止め等をいう。
- ⑤付属類: リブ、部分使用のレース、テープ、スピンドル、ゴム、アップリケ、パイピング、刺繍、リボンなどをいう。
- ⑥毛・絹・アセテート・ポリエステル・ナイロン・セルロース系繊維素材: これらの繊維を30%以上含むもの
- ⑦合繊混: 再生繊維・半合成繊維・ポリウレタンを除く合成繊維を10%以上含むもの。
- ⑧獣毛混: アンゴラ、カシミア、モヘヤ、らくだ(キャメル)、アルパカなど羊毛以外の毛を10%以上含むもの
- ⑨色泣き 目立たないこと: 4-5級以上
- ⑩薄地: ブラウス等で、主として中衣に使用される生地をいう。(目安200g/㎡未満)
- ⑪厚地: スラックス等で、主として外衣に使用される生地をいう。(目安200g/㎡以上)
- ⑫起毛品: ネル等の起毛加工した素材をいい、ベルベット等のカットパイルは含まない。
- ⑬革・合成皮革等の素材: 天然皮革、合成皮革、人工皮革をいう。
- ⑭雑材: 竹、籐、紙等の天然素材をいい、ビニルテープ等の合成素材は含まない。

2. 製品品目対応表

基準	主な対応品目
ジャケット、コート類	ジャケット、コート、スーツ(上下)、ジャンパー、ドレス、作業服、制服など
スカート、パンツ類	スカート、ワンピース、パンツ、スラックス、オーバーオールなど
セーター類	セーター、カーディガン、ベストなど
カットソー類	Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、トレーニングウェア(上下)、スウェット(上下)など
布帛シャツ類	カジュアルシャツ、ワイシャツ、ブラウスなど
下着類	肌着、ランジェリー、ファンデーションなど
寝衣類	パジャマ・ねまき・ネグリジェ、ガウン・ローブ、ルームウェア、浴衣など
水着類	水着(パンツ、ワンピース、ビキニなど)
タオル類	タオル、ハンカチ、手ぬぐい、バンダナなど
靴下類	靴下、たび、タイツ、ストッキング、レギンス、レッグウォーマーなど
手袋類	手袋、軍手、ミトン、アームカバー(日よけ)など
帽子類	帽子、ハットなど
マフラー類	マフラー、スカーフ、ストール、ネックウォーマーなど
寝具用品類	シーツ、布団カバー、枕カバー、クッションカバー、敷きパッド、毛布、ブランケット、ひざ掛け、布団、座布団、枕、クッションなど
床敷物類	ラグ、カーペット、トイレマット、バスマット、キッチンマットなど
カーテン類	ドレープカーテン、レースカーテンなど
布製マスク	布製マスク、ウレタンマスク(不織布のマスクは対象外)
かばん類	かばん、袋物、スーツケース、キャリーケースなど
靴類	靴、サンダル、スリッパ、ルームシューズなど
ベルト類	服飾ベルト、サスペンダーなど
傘類	洋傘、晴雨兼用傘、パラソルなど
羽毛製品	羽毛が使用されている製品
機能性	機能性表示製品
キャンプ用テント	宿泊を伴うキャンプ用テント(山岳用テント、デユースの簡易型テントを除く)

3. 寸法変化の測定部位

品目	測定部位	備考
外 衣 コート類・上衣・ドレス類	着丈・袖丈 ^{*1} ・胸幅	^{*1} ラグランはゆき丈
ズボン・スカート	丈・胴幅 ^{*2} ・腰幅	^{*2} ウエストがゴムの場合は不要 ズボンはわたりを追加
中 衣 ドレスシャツ	着丈・ゆき丈・胸幅・衿廻	
その他シャツ類・セーター類	身丈又は着丈・袖丈 ^{*1} ・胸幅	^{*1} ラグランはゆき丈
下 着 上 物	身丈・袖丈 ^{*1} ・身幅	^{*1} ラグランはゆき丈
下 物	身丈・身幅	
寝 衣(ナイトィ・ガウン) 上 衣	身丈又は着丈・袖丈 ^{*1} ・身幅	^{*1} ラグランはゆき丈
パンツ	身丈・身幅	
その他	たて・よこ もしくは、製品特性を考慮し測定する。	

4. 洗濯、ドライクリーニング後の外観判定運用基準

4.1 適用範囲

この基準は衣料品の洗濯・ドライクリーニング後における外観を判定するための運用として用いる。

4.2 染色堅ろう度

- ①変退色は4級以上であること。
- ②淡色部への汚染、耐洗濯性時の洗濯後丸めて1時間放置による汚染及び色泣きは4-5級以上であること。

4.3 材料

- ①生地破断、ほつれ及びラミネート・ボンディングの剥離がないこと。
- ②付属品の脱落がないこと。
- ③毛玉の発生程度はピリング判定写真4級以上であること。尚、起毛品の毛羽収束、毛羽乱れ等はブラシ掛けにより4級程度まで修復されるものは合格とする。
- ④樹脂の表面しみ出しにより外観を損なわないこと。(汚染用グレースケール4-5級以上)
- ⑤毛羽抜けにより基布等が見えないこと。脱落した毛羽が他の部位へ付着した場合は、毛羽付着判定スケール4級以上であること。

4.4 製品形態

- ①衿廻・袖口・裾などの伸びは5%以内であること。(ただし、裾ゴム等で外観を損なわないものは除く)
- ②斜行によるネジレは織物は3%以下、セーター及び前割れデザインの場合5%以下、その他のニット製品は7%以下であること。
- ③バイアス変形の歪み(生地斜行)は7%以内であること。
- ④ファスナー、前立等の波打ちは、高低の差が1cm以内、長さ50cmにつき2個所以内であること。
- ⑤接着部分のパブリングがないこと。

4.5 部位形態

- ①特殊なデザインを除き、衿、袖口、裾等のカールは90度以内であること。
ただし、絵表示に指示されたアイロン掛けにより元の状態に修復できる場合は合格とする。
- ②収縮による前後・左右の違いが1cm以内であること。

4.6 風合い

硬化、軟化の変化が目立たないこと。
(洗濯・ドライクリーニング後の状態だけで硬化、軟化したことが明らかな場合を目立つと判定する。)

4.7 特殊プリント (30～40cm離して観察する。)

- ①脱落、剥離がないこと。
- ②ヒビ割れは、使用状態程度に伸び、曲げを加えても基布が見えないこと。

4.8 縫製

- ①裁ち目、縫糸等のほつれがないこと。
- ②パッカリングは3級以上であること。ただし、ドレスシャツの衿、PP加工製品は4級以上であること。
アイロン掛けをした後、判定した場合はその旨付記する。

[1] ジャケット、コート類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用 ・レインコート等は必須
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±3%以内 よこ編み -5~0% その他 -3~0% 吊または平干し 織地 ±3%以内 よこ編み -5~+2% その他 -3~+2% 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと パッカリング 3級以上【織地】 斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外 ・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する) ・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと パッカリング 3級以上【織地】 斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用 ・紳士服(スーツ)は±2%以内 ・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[1]ジャケット、コート類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	4(3)級以上	・()内は、天然皮革、淡色、カ ジュアル用途に適用 ・蛍光増白剤の影響による黄 変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセート、天然皮革素材: A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚 染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革は変退色3級以上、汚 染2級以上
○ 摩擦	JIS L 0849 II形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛 品、特殊プリント、フロック加工 品、天然皮革:乾燥3級以上、湿 潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色: 湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材で夏用 のジャケット及びスポーツ衣料に 適用 ・その他衣料:3級以上
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革は変退色3級以上、汚 染2級以上
色泣き	大丸法 I 法 (絹: II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊 維素材に適用

[1] ジャケット、コート類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・織地に適用 ・()内は毛混及び薄地に適用 ・学生服、作業服、スポーツ衣料は300N以上
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	10(7)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用 ・スポーツ衣料は15N以上 ・裏地は5N以上
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	500(400)kPa以上	・編地に適用 ・()内は薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	100N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
○ ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上 2級以上	
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上
中綿吹き出し	日本バイリール法	3級以上	・中綿製品に適用
○ はっ水度	JIS L 1092 スプレー法 (家庭用品品質表示法)	2級以上(処理前後)	・レインコート等、法律ではっ水表示が必要な製品に適用 ・漏水がある場合は、判定より除外(その旨付記する)
通気性	JIS L 1096	3.0 cm ³ /cm ² ・s以下	・羽毛と直接接する生地に適用

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[2]スカート、パンツ類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±3%以内 よこ編み -5~0% その他 -3~0% 吊または平干し 織地 ±3%以内 よこ編み -5~+2% その他 -3~+2%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
		外観に異常がないこと	
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[2]スカート、パンツ類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	4(3)級以上	・()内は、天然皮革、淡色、カジュアル用途に適用 ・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート、天然皮革素材：A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム：変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材：汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革は変退色3級以上、汚染2級以上
○ 摩擦	JIS L 0849 II形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品、天然皮革：乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色：湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材で夏用のパンツ及びスポーツ衣料に適用 ・その他衣料：3級以上
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革は変退色3級以上、汚染2級以上
色泣き	大丸法 I 法 (絹：II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレス	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[2]スカート、パンツ類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・織地に適用 ・()内は毛混及び薄地に適用 ・学生服、作業服、スポーツ衣料は300N以上
引裂強さ	JIS L 1096 ベンジラム法	10(7)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用 ・スラックスは13N以上 ・スポーツ衣料は15N以上 ・裏地は5N以上
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	500(400)kPa以上	・編地に適用 ・()内は薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性糸使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	100N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
○ ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上	・ニットペロアに適用
		2級以上	
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[3]セーター類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンブル乾燥 よこ編み -8～0% その他 -6～0% 吊または平干し -6～+5% 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと 斜行 5%以下	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み等伸縮性のある製品で着用支障のないものは横方向の縮みを判定から除外 ・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 よこ編み 丈 -5～+3% 幅 -6～+5% その他 ±3% 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと 斜行 5%以下	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[3]セーター類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹: II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[3]セーター類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・()内は毛混及び薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-2法	80N以上	
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
○ ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法準用	2級以上	・ニットベロアに適用
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下	・全色、パーツ別にて実施
		一般用 75μg/g以下	・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0～7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[4]カットソー類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンブル乾燥 よこ編み -8～0% その他 -6～0% 吊または平干し -6～+5%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み等伸縮性のある製品で着用支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		斜行 7(5)%以下	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 よこ編み 丈 -5～+3% 幅 -6～+5% その他 ±3%	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		斜行 7(5)%以下	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[4]カットソー類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材で夏用のシャツ及びスポーツ衣料に適用 ・その他衣料:3級以上
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹:II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[4]カットソー類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L 1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L 1096 H-2法	±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・()内は毛混及び薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-2法	80N以上	
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法準用	2級以上	・ニットベロアに適用
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下	・全色、パーツ別にて実施
		一般用 75μg/g以下	・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L 1096 A法	4.0～7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[5] 布帛シャツ類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 $\pm 4\%$ 以内	・水洗い表示品に適用 ・ドレスシャツの衿 $\pm 1.2\%$ 以内 ・楊柳等伸縮性のある製品で着用 に支障のないものは横方向の縮 みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判 定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上	・ドレスシャツ、PP加工品の衿は 4級以上
		斜行 3%以下【織地】	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・ 特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 $\pm 3\%$ 以内	・水洗い不可、ドライクリーニング可表 示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上	・ドレスシャツの衿は4級以上
		斜行 3%以下【織地】	
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プ リント・特殊素材を使用した製品 に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不 可、ウェットクリーニング可表示製品に 適用

[5] 布帛シャツ類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材で夏用のシャツ・ブラウス及びスポーツ衣料に適用 ・その他衣料:3級以上
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹: II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[5] 布帛シャツ類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	±2%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・()内は毛混及び薄地に適用 ・スポーツ衣料は300N以上
引裂強さ	JIS L 1096 ベンジュラム法	7N以上	・スポーツ衣料は15N以上
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法 JIS L 1075 A法準用	60%以上 3-4級以上	・別珍、コール天に適用
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上 2.5級以上	・起毛品に適用 ・獣毛混に適用
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[6] 下着類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンプル乾燥 織地 ±5%以内 よこ編み -8~0% その他 -6~0% 吊または平干し 織地 ±5%以内 よこ編み -8~+5% その他 -6~+5%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	
繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[6] 下着類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム: 変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材: 汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品: 乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色: 湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹: II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[6] 下着類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	150N以上	・織地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	7N以上	・織地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	300kPa以上	・編地に適用 ・ポリウレタン等の弾性糸使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	300kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上	
		2級以上	・ニットベロアに適用
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下	・全色、パーツ別にて実施
		一般用 75µg/g以下	・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30µg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[7]寝衣類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±4%以内 よこ編み -8~0% その他 -6~0% 吊または平干し 織地 ±4%以内 よこ編み -6~+5% その他 -6~+5%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 織地 ±3% よこ編み 丈 -5~+3% 幅 -6~+5% その他 ±3%	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	・ ()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[7]寝衣類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹:II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[7]寝衣類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	150N以上	・織地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	7N以上	・織地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・編地に適用 ・()内はクレープ及び薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上 2級以上	
	JIS L 1075 B法	500mN以上	・タオル地(ループパイル)に適用(ただし、無撚糸などで試験できない製品は試験除外)
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
脱毛率	JIS L 0217 準用	0.2%以下	・タオル地に適用 ・カットパイル製品は0.4%以下 ・無撚糸製品は0.5%以下
吸水性	JIS L 1907 沈降法	60 秒以下	・タオル地に適用
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[8]水着類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±4%以内 よこ編み -8~0% その他 -6~0% 吊または平干し 織地 ±4%以内 よこ編み -6~+5% その他 -6~+5%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 織地 ±3% よこ編み 丈 -5~+3% 幅 -6~+5% その他 ±3%	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[8]水着類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 4級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
○ 塩素処理水	JIS L 0884 B法	変退色 4級以上	
○ 海水	JIS L 0847	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹:II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレス	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[8]水着類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・織地に適用 ・()内は毛混及び薄地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	10(7)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・編地に適用 ・()内は毛混及び薄地に適用 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	100N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
	JIS L 1076 C法	M号以上	
スナッグ	JIS L 1058 D-4法	3級以上	

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75µg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30µg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0～7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[9]タオル類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 表示者名		表示が適正であること	
サイズ		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り表示がない場合は、JIS L 1930 C4M 吊干し	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±4%以内 よこ編み -8～0% その他 -6～0% 吊または平干し 織地 ±4%以内 よこ編み -6～+5% その他 -6～+5%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で使用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[9] タオル類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム: 変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材: 汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品: 乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色: 湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹: II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[9]タオル類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	100N以上	・織地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	7N以上	・織地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	300kPa以上	・編地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
○ パイル保持性	JIS L 1075 B法	500mN以上	・タオル地(ループパイル)に適用 (ただし、無撚糸などで試験できない製品は試験除外)
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上 2.5級以上	・起毛品に適用 ・獣毛混に適用
○ 脱毛率	JIS L 0217 準用	0.2%以下	・タオル地に適用 ・カットパイル製品は0.4%以下 ・無撚糸製品は0.5%以下
○ 吸水性	JIS L 1907 沈降法	60 秒以下	・タオル地に適用

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0～7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[10]靴下類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り表示がない場合は、JIS L 1930 C4M 吊干し	寸法変化率 着用に支障がないこと	・水洗い表示品に適用
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 着用に支障がないこと	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り(または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[10]靴下類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹: II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[10]靴下類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400kPa以上	・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
摩耗強さ	JIS L 1096 ユニホーム形法 摩擦子 スチールブレード 引張荷重11.1N 押圧荷重44.5N	ビジネスソックス 1,000回以上 その他 500回以上	・靴下に適用

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0～7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[11]手袋類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成(材料の種類)	家庭用品品質表示法 (雑貨工業品品質表示規程)	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 取扱い上の注意		表示が適正であること	・革、合成皮革品に適用
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ	日本産業規格(JIS)	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び 不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り 表示がない場合は、 JIS L 1930 C4M 吊干し	寸法変化率 着用に支障がないこと 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・ 特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 着用に支障がないこと 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示 製品に適用
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プ リント・特殊素材を使用した製品 に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不 可、ウェットクリーニング可表示製品に 適用

[11]手袋類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・アームカバー(日よけ)に適用 ・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセート、天然皮革素材: A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革は変退色3級以上、汚染2級以上
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品、天然皮革:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革は変退色3級以上、汚染2級以上
色泣き	大丸法 I 法 (絹: II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[11]手袋類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目		試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
	引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	150N以上	・織地に適用
	引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	7N以上	・織地に適用
	破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	300kPa以上	・編地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
	ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
	毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
			2.5級以上	・獣毛混に適用

6. 安全性

試験項目		試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○	ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
	特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
	pH	JIS L1096 A法	4.0～7.5	
	蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[12] 帽子類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
サイズ		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り 表示がない場合は、 JIS L 1930 C4M ネット・吊干し	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±3%以内 よこ編み -8～0% その他 -6～0% 吊または平干し 織地 ±3%以内 よこ編み -6～+3% その他 -6～+3%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[12] 帽子類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート、天然皮革素材：A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム：変退色3-4級以上、汚染2-3級以上 ・雑材は、変退色3級以上、汚染2級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材：汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革、雑材は変退色3級以上、汚染2級以上
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品、天然皮革、雑材：乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色：湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3-4級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・天然皮革、雑材は変退色3級以上、汚染2級以上
色泣き	大丸法 I 法 (絹：II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[12] 帽子類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	10(7)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・編地に適用 ・()内は薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上 2級以上	
毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[13]マフラー類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
サイズ		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンプル乾燥 織地 ±4%以内 よこ編み -8～0% その他 -6～0% 吊または平干し 織地 ±4%以内 よこ編み -6～+5% その他 -6～+5%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で着用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[13]マフラー類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライ表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹:II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[13]マフラー類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	150N以上	・織地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	7N以上	・織地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	300kPa以上	・編地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上 2級以上	
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下	・全色、パーツ別にて実施
		一般用 75µg/g以下	・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30µg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[14]寝具用品類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ		表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 タンプル乾燥 織地 ±4%以内 袋地(織地) ±3%以内 よこ編み -8~0% その他 -6~0% 吊または平干し 織地 ±4%以内 袋地(織地) ±3%以内 よこ編み -6~+3% その他 -6~+3%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で使用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
		変退色 4級以上	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ドライクリーニングによる)	斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		変退色 3級以上 外観に異常がないこと	
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットクリーニング可表示製品に適用

[14]寝具用品類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹:II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[14]寝具用品類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	10(7)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・編地に適用 ・()内はクレープ及び薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上 2級以上	
	JIS L 1075 B法	500mN以上	・タオル地(ループパイル)に適用(ただし、無撚糸などで試験できない製品は試験除外)
○ 毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
○ 脱毛率	JIS L 0217 準用	0.2%以下	・タオル地に適用 ・カットパイル製品は0.4%以下 ・無撚糸製品は0.5%以下
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[15]床敷物類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ		表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り 表示がない場合は、 JIS L 1930 C4M ネット・吊干し	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±4%以内 よこ編み -8～0% その他 -6～0% 吊または平干し 織地 ±4%以内 よこ編み -6～+3% その他 -6～+3%	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で使用に支障のないものは横方向の縮みを判定から除外
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】	
		斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
○ 耐「ドライクリーニング」性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業「ドライクリーニング」による)	寸法変化率 ±3%以内	・水洗い不可、「ドライクリーニング」可表示製品に適用
		変退色 4級以上	
		色泣き 目立たないこと	
		パッカリング 3級以上【織地】 斜行 3%以下【織地】 7(5)%以下【編地】	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
○ 繰返し3回「ドライクリーニング」	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業「ドライクリーニング」による)	変退色 3級以上	・「ドライクリーニング」表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用
		外観に異常がないこと	
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、「ドライクリーニング」不可、「ウェットクリーニング」可表示製品に適用

[15]床敷物類品質基準(2/3)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
○ 水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹:II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[15]床敷物類品質基準(3/3)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	10(7)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・編地に適用 ・()内はクレープ及び薄地に適用 ・ポリウレタン等の弾性系使用品は判定より除外 ・レース生地は、判定より除外
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上 2級以上	
	JIS L 1075 B法	500mN以上	・タオル地(ループパイル)に適用(ただし、無撚糸などで試験できない製品は試験除外)
毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
脱毛率	JIS L 0217 準用	0.2%以下	・タオル地に適用 ・カットパイル製品は0.4%以下 ・無撚糸製品は0.5%以下
表面フラッシュ	JIS L 1917	表面フラッシュなし (炎が100mm未満)	・注意表示を付ける場合:炎が200mm未満または200mmまで1秒以上

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がないこと	・乳幼児品に適用

[16]カーテン類品質基準(1/4)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	
○ 取扱表示		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ はっ水性		表示が適正であること	・表示品に適用
○ サイズ		表示が適正であること	・表示に対し実寸法は±1%であること
○ 原産国	不当景品類及び 不当表示防止法	表示が適正であること	
○ その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り	寸法変化率 ±3%以内 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと パッカリング 3級以上【織地】	・水洗い表示品に適用 ・よこ編み、楊柳等伸縮性のある製品で 使用に支障のないものは横方向の縮みを 判定から除外 ・蛍光増白剤による変退色は判定から除 外(その旨付記する)
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素 材を使用した製品に適用
○ 耐ドライクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	寸法変化率 ±3%以内 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと パッカリング 3級以上【織地】	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品 に適用
○ 繰返し3回ドライクリーニング	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ドライクリーニングによる)	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・ドライクリーニング表示品で、特殊プリント・特 殊素材を使用した製品に適用
○ 耐ウェットクリーニング性	取扱表示及び付記用語通り (または、取扱表示を基にした一 般商業ウェットクリーニングによる)	耐洗濯性と同様	・水洗い不可、ドライクリーニング不可、ウェットク リーニング可表示製品に適用

[16]カーテン類品質基準(2/4)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	4級以上	・淡色は3級以上 ・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号 (毛・絹・アセテート:A-1号)	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニム:変退色3-4級以上、汚染2-3級以上
汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・毛・絹素材:汚染2-3級以上 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 3-4級以上 湿潤 2-3級以上	・デニム、別珍、コール天、起毛品、特殊プリント、フロック加工品:乾燥3級以上、湿潤1-2級以上 ・セルロース系繊維素材の濃色:湿潤2級以上
汗・耐光	JIS L 0888 B法 JIS汗液	変退色 3級以上	
○ ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1号、B-1号 取扱表示による	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上 色泣き 目立たないこと	・ドライクリーニング表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
洗液汚染	大丸法	汚染 3級以上	・洗濯、ドライクリーニングに適用
酸素系漂白剤	JIS L 0889	変退色 4級以上	・表示品に適用
塩素処理水	JIS L 0884 A法	変退色 3-4級以上	・セルロース系繊維素材に適用
○ 水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上 色泣き 目立たないこと	・()内は、濃淡組合せ品に適用
色泣き	大丸法 I 法 (絹:II 法)	汚染 4-5級以上	・濃淡組合せ品に適用
ホットプレッシング	JIS L 0850 B法湿潤弱	変退色 4級以上 汚染 4級以上	
窒素酸化物	JIS L 0855 弱試験	変退色 4級以上	
イエローイング	コートルズ法	変退色 3-4級以上	
昇華	JIS L 0854	変退色 4級以上 汚染 4級以上	・ポリエステル素材に適用
水滴下	JIS L 0853	変退色 4級以上	・毛、絹及びレーヨン等の再生繊維素材に適用

[16]カーテン類品質基準(3/4)

5. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 寸法変化(洗濯)	取扱表示による	製品検査:耐洗濯と同様	・水洗い、ウェットクリーニング表示品に適用
○ 寸法変化(ドライクリーニング)	JIS L1096 J-1,J-2法	製品検査:耐ドライクリーニングと同様	・水洗い不可、ドライクリーニング可表示製品に適用
寸法変化(プレス)	JIS L1096 H-2法	織地 ±2%以内 編地 ±3%以内	・目的に応じて、他の試験方法を用いても良い
引張強さ	JIS L 1096 ストリップ法 幅 5cm	200(150)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
引裂強さ	JIS L 1096 ペンジュラム法	10(7)N以上	・織地に適用 ・()内は薄地に適用
破裂強さ	JIS L 1096 ミューレン形法	400(300)kPa以上	・編地に適用 ・()内は薄地に適用
縫目強さ	JIS L 1093 A-1法	70N以上	・織地に適用
	JIS L 1093 A-2法	80N以上	・編地に適用
	JIS L 1093 B法	400kPa以上	
滑脱抵抗力	JIS L 1096 縫目滑脱B法 薄地:49.0N 厚地:117.7N	薄地 3mm以内 厚地 5mm以内	・織地に適用 ・生地で不合格の場合、実際の縫製仕様で試験を実施し、判定を行っても良い
ピリング	JIS L 1076 A法	3級(2)以上	・()内は、合繊混、獣毛混に適用 ・起毛品は判定より除外
スナッグ	JIS L 1058 A法	3級以上	・長繊維製品に適用
パイル保持性	JIS L 1075 A法	60%以上	・別珍、コール天に適用
	JIS L 1075 A法準用	3-4級以上 2級以上	
	JIS L 1075 B法	500mN以上	・タオル地(ループパイル)に適用
毛羽付着	QTEC法	3級以上	・起毛品に適用
		2.5級以上	・獣毛混に適用
脱毛率	JIS L 0217 準用	0.2%以下	・タオル地に適用 ・カットパイル製品は0.4%以下 ・無撚糸製品は0.5%以下

6. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	一般用 75μg/g以下	・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30μg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0~7.5	

[16]カーテン類品質基準(4/4)

7. 機能性

試験項目		試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
	断熱性(遮熱性)	赤外線ランプ60℃法	対照品と差がある事	
	保温性	冷気法	対照品と差がある事	
	遮光性	JIS L 1055 A法	遮光率 99.40%以上	参考 (一社)日本インテリアファブリックス協会 1級:99.99%以上 2級:99.80%以上～99.99%未満 3級:99.40%以上～99.80%未満
		JIS L 1055 A法準拠 【QTEC法(案)】	対照品と差がある事	・高遮光性を謳うもので、JIS法では差別化出来ない製品に適用
	遮像性	QTEC法(案)	3級以上	
	ブリーツ保持性	JIS L 1930 C4M 吊干し 5回	4級以上	・QTECスケールによる判定
	防炎性	JIS L 1091 A-1法 (45℃ ミクロバーナ法)	消防法に適合していること	・薄手布…450g/m ² 以下に適用
		JIS L 1091 A-2法 (45℃ メッセルバーナ法)		・厚手布…450g/m ² 以上に適用

[17]布製マスク品質基準(1/1)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成	家庭用品品質表示法	表示が適正であること	・表示部位は、本体、耳ひも部を表示することが望ましい
取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 表示者名		表示が適正であること	
サイズ	—	表示が適正であること	・表示品に適用
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り表示がない場合は、JIS L 1930 C4M ネット・吊干し	寸法変化率 織地±4%以内 編地-6～+5%以内 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅牢度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3級以上	・蛍光増白剤の影響による黄変、白場は判定から除外
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号	変退色 4級以上 汚染 3(4)級以上	・水洗い表示品に適用 ・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 汗	JIS L 0848	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上	・()内は、濃淡組合せ品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II形	乾燥 3-4(3)級以上 湿潤 2-3(2)級以上	・()内は、特殊プリント、濃色セルロース系素材に適用
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3(3-4)級以上	・()内は、濃淡組合せ品に適用

5. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75µg/g以下	・全色、パーツ別にて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施
特定芳香族アミン	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	30µg/g以下	
pH	JIS L1096 A法	4.0～7.5	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がない事	

6. 機能性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
抗菌性	JIS L 1902 黄色ブドウ球菌、大腸菌	抗菌活性値 2.0以上	・表示品に適用 ・水洗い表示品は、洗濯後も必要 洗濯回数:3回(洗濯処理方法はSEK基準に従う)
抗ウイルス性	JIS L 1922(ISO18184)	抗ウイルス活性値 3.0以上	

[18]かばん類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
組成	家庭用品品質表示法 (雑貨工業品品質表示規程)	表示が適正であること	・繊維製品類に適用
取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 皮革の種類		表示が適正であること	・牛革、馬革、豚革、羊革、又はやぎ革を使用したものに適用
○ 取扱い上の注意		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
サイズ		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 原産国	不当景品類及び 不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り 表示がない場合は、 JIS L 1930 C4M ネット・吊干し	寸法変化率 タンブル乾燥 織地 ±5%以内 よこ編み -8~0% その他 -6~0% 吊または平干し 織地 ±5%以内 よこ編み -8~+5% その他 -6~+5%	・水洗い表示品に適用
		変退色 4級以上	・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
		色泣き 目立たないこと	
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	変退色 3(4)級以上	・()内はリュックサック、スポーツバッグ等に適用
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号	変退色 4級以上	・水洗い表示品に適用
		汚染 3(4)級以上	・()内は、濃淡組合せ品に適用 ・デニムは変退色3-4級 汚染2-3級
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 4(3)級以上	・表地の表側、ショルダーテープ等、かばん内側の内容物に直接接するすべてのパーツに適用。
		湿潤 3(2)級以上	・()内は天然皮革、特殊プリント、濃色セルロース系繊維素材、コールド、別珍、起毛品、雑材に適用。
○ 水	JIS L 0846	変退色 4級以上	・内容物に直接接するすべてのパーツに適用
		汚染 3級以上	・天然皮革は除外

5. 物性および安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 把手強さ	JIS L 1096準用 引張速度10cm/min 順手法(必須項目)、逆手法(任意項目)	容積20ℓ未満「容積×10N」以上 容積20ℓ以上 300N以上	・スーツケース・キャリーケース等のハンドル・キャリバー強度は600N以上(順手法による)
○ キャスターの走行性	容積に応じた錘を入れ、時速 5kmで30分間走行。2輪のものは50° の傾斜を保持して行う。	キャスターの作動に異常が無いこと	・キャスター付きのスーツケース、キャリーケース等に適用
○ キャスターの耐衝撃性	容積に応じた錘を入れ、10mmの段差のある直径200mmのドラム上で50回/分の速度で1時間回転させる。2輪のものは50° の傾斜を保持して行う。	キャスターの作動に異常が無いこと	・キャスター付きのスーツケース、キャリーケース等に適用
○ 縫目強さ	JIS L 1093 A-1法(縫目水平法)	150N以上	・表地底縫い部分に適用 ・スーツケース、キャリーケース(金属型枠)は除外
○ 落下強さ	容積に応じた錘を入れ、把手部分を上にして1mの高さからコンクリート面に落下させる。(施錠した状態で)	キャスター、底面、蝶番、鍵等に異常がないこと	・キャスター付きのスーツケース、キャリーケース等に適用
落下衝撃強さ	10kgの錘を入れ、20cmの高さを自由落下させ、吊り下り状態とする	100回繰り返して異常のないこと	・手提げバッグに適用 ・高さ79cm、幅1mのサイズまで測定可

[18]かばん類品質基準(2/3)

5. 物性および安全性(続き)

	スライドファスナ強度	JIS S 3015	JIS S3015に規定された強度であること	
	引張強さ	JIS L 1096 A法	150N以上	・表地生地に適用
	引裂強さ	JIS L 1096 D法	10N以上	・表地生地に適用
	塗膜の剥離強さ セロテープ法 (強・弱試験)	生地の上にセロハンテープを貼り付け、摩擦Ⅰ型試験機で30回擦りつける。そして貼り付けたセロハンテープを180度で一気に引き剥がす。 強: 生地に切り込みあり 弱: 生地に切り込みなし	剥離を認めないこと	・革、合成皮革等の素材
	塗膜の剥離強さ ガムテープ法	生地の上にガムテープを貼り付け、その上から摩擦試験機Ⅰ型で30回こすりつける。その後、ガムテープ端をつかみ一気に引き剥がす。	表面のコーティングが剥離しないこと	・革、合成皮革等の素材
	革の仕上げ膜の剥離強さ	ISO11644	8N/10mm 以上	・革、合成皮革等の素材
○	ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75μg/g以下	・全色、パーツ込みにて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施

* 容積に応じた錘 容積20ℓ未満 →10kg
容積20ℓ以上～70ℓ未満 →20kg
容積70ℓ以上 →30kg

6. 機能性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
保冷性	5℃の水を2つの2Lペットボトルに注入する。1つは試料中に入れ、1つはブランクとする。これらを30℃環境の恒温機中に入れる、それぞれペットボトル内部の水温変化を10分毎に180分間測定する。 2Lのペットボトルが入らないバックの場合はバックの対象とするサイズのペットボトルを使用し、同じ条件下で試験を実施する。	180分後に10℃以上の温度差があること	・保冷性表示がある製品に適用
保温性	60℃の水を2つの2Lペットボトルに注入する。1つは試料中に入れ、1つはブランクとする。これらを5℃環境の恒温機中に入れる、それぞれペットボトル内部の水温変化を10分毎に180分間測定する。 2Lのペットボトルが入らないバックの場合はバックの対象とするサイズのペットボトルを使用し、同じ条件下で試験を実施する。	180分後に10℃以上の温度差があること	・保温性表示がある製品に適用

[18]かばん類品質基準(3/3)

製品検査(参考)

材 料	全 体	人体又は衣服の直接触れる部分に[尖り・バリ・まくれ・鋭利な部分]等、危険な箇所がないか 色ムラ・キズ・汚れはないか。皮革製品は銀面割れ。
	金属部品	錆はないか。メッキの剥離等はないか。
	スナップ	留め金の脱着性は適正か。
	面ファスナ	接着性は適正か。
	スライドファスナ	チェーン(務歯)の外れはないか スライダーの動作はスムーズか。
外 観	製品形態	伸び・ネジレ・歪み・波打ち・バブリング
	部位形態	ポケット・把手・リュック等のかぶせ皮
	裁 断	地の目・毛並み・目打ち・チャコ汚れ・柄合わせ(ボダー生地)
	仕上げ	アタリ・テカリ・焼け・しわ
	ゆとり	内袋生地
	特殊プリント	脱落・ひび割れ・剥離・波打ち・歪み
縫 製	全 体	把手・ショルダ等ベルトの取付は適正か。 金具の強度は適正か。ラントセル等のマグネット錠の操作性。ベルト等の抜けはないか。 縫い代幅・折り代は充分か。 裁ち目の処理は適正か。 接着剤のはみ出し・剥がれ・浮きはないか。 付属品の付け方(卸付け・マグネット式卸付け等)、鉋の打ち込み。 スライドファスナ等の生地かみはないか。
	ハントリング	ハントリング不良[縫外れ・縫曲がり・縫止め]はないか。
	連続縫不良	ミシン・糸調子[糸切れ・引きつれ・目飛び・地糸切れ・針穴]
	始 末	糸切り・編糸端
スツケース (キャリーケー ス)	キャスター	操作性は適正か。(走行性試験にて割れ・変形・緩み等確認)
	その他	引手の上下操作・ストッパーの状態は良好か。カギの操作性。

[19]靴類品質基準(1/5)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
組成	家庭用品品質表示法 (雑貨工業品品質表示規程)	表示が適正であること	・繊維製品類に適用
取扱表示		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 甲皮・底材の材料		表示が適正であること	・甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したものに適用。
○ 底の耐油性		表示が適正であること	・底の耐油性は、試験に合格したものに表示可。
○ 取扱い上の注意		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ サイズ	JIS S 5037	表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	
○ 耐洗濯性	取扱表示及び付記用語通り 表示がない場合は、 JIS L 1930 C4M ネット・吊干し	寸法変化率 タンプル乾燥 織地 ±3%以内 よこ編み -5～0% その他 -3～0% 吊または平干し 織地 ±3%以内 よこ編み -5～+2% その他 -3～+2% 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと	・水洗い表示品に適用 ・蛍光増白剤による変退色は判定から除外(その旨付記する)
○ 繰返し5回洗濯	JIS L 1930 C4M 吊干し	変退色 3級以上 外観に異常がないこと	・水洗い表示品で、特殊プリント・特殊素材を使用した製品に適用

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 洗濯	JIS L 0844 A-2号	変退色 4級以上 汚染 3級以上	・水洗い表示品に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 4(3)級以上 湿潤 3(2)級以上	・足に当たる側のすべてのパーツに適用 ・()内は天然皮革、デニム、特殊プリント、濃色セルロース系繊維素材、コール天、別珍、起毛品、雑材に適用 ・ビーチサンダルは試験除外
○ 水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3級以上	・足に当たる側のすべてのパーツに適用 ・天然皮革は除外

[19]靴類品質基準(2/5)

5. 物性および安全性

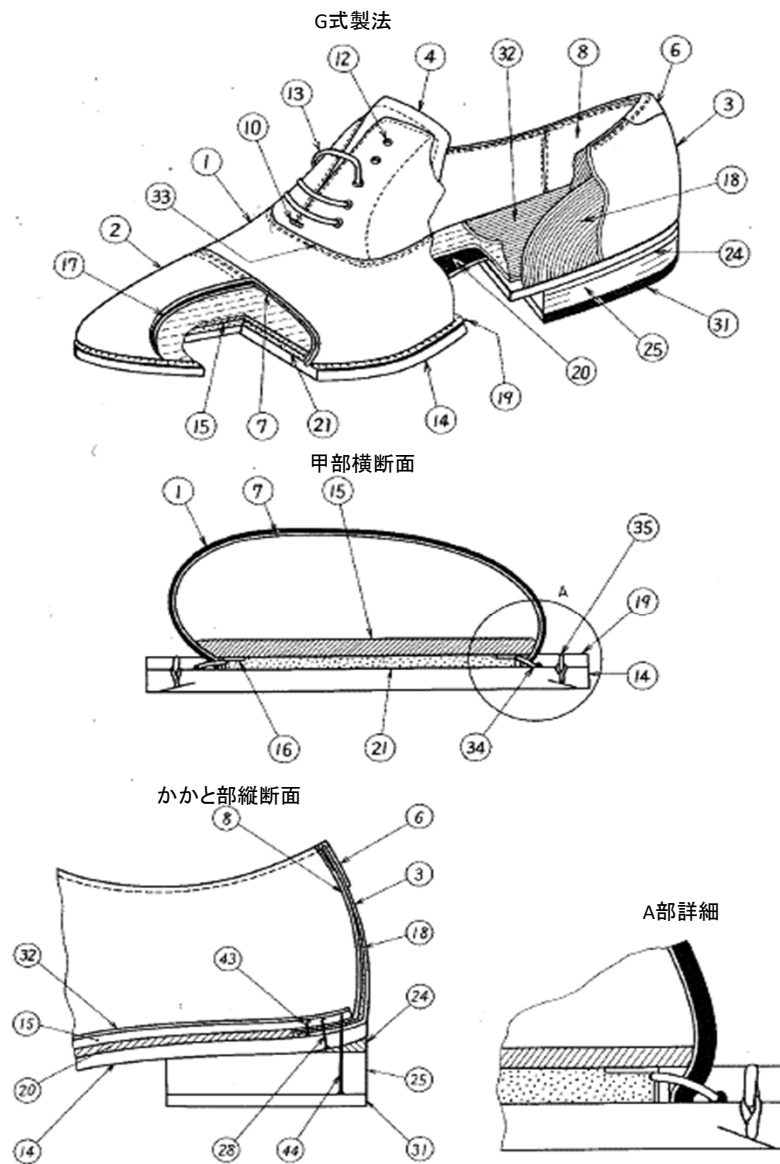
試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 表底の剥離強さ	JIS T 8101	紳士 平均 120N 最低 80N 婦人子供 平均 80N 最低 50N	・セメント製法のものに適用 ・ビーチサンダルは試験除外
耐滑試験 (表底の摩擦係数)	JIS T 8106準用 潤滑剤:イオン交換水 床材:ステンレス板 接地方法:水平	0.4以上	・レインシューズ等に適用
靴の屈曲性	SATRA TM 92	外観に大きな変化がない事	・屈曲50万回後の外観
靴底の屈曲性	ISO 17707 回数:3万回 ASTM D 1052準用 (ロ式式屈曲試験機使用) 回数:5万回	切創成長 3mm以下 外観に大きな変化がないこと	・切創治具使用
○ ヒールの衝撃強さ	ヒール接地部より上方10mmの所の 衝撃破壊 エネルギーを測定	15.7J以上	・ヒール高3cm以上のものに適用
○ ヒールの取付強さ	ヒール接地部より上方10mmの所の 引張強さを測定	300N以上	
ヒールパーツの耐 疲労性	ISO 19956	14000回以上 (ISO/TR20573)	・ヒール高3cm以上のものに適用
ヒールパーツの耐 衝撃性	ISO 19953	5J以上 (ISO/TR20573)	・ヒール高3cm以上のものに適用
○ 表底の耐油性	雑貨工業品に基づく記載に基づ く試験方法(JIS K 6258) JIS T 8101(浸せき試験)	体積変化率 35%以下 体積変化率 -12~+12%	・耐油性表示のものに適用(雑貨工業品 に基づく表示) ・耐燃料油性表示のものに適用(安全靴)
表底の耐摩耗性	JIS K 6264-2 B法 ウイリアム式摩耗試験機	ゴム底: $1.86 \times 10^5 \text{ mm}^3/\text{MJ}$ 以下 合成樹脂底: $1.11 \times 10^5 \text{ mm}^3/\text{MJ}$ 以下	
	ISO20871 DIN摩耗試験機	密度 $0.9\text{g}/\text{cm}^3$ 以上の場合、 350mm ³ 以下 密度 $0.9\text{g}/\text{cm}^3$ 未満の場合、 200mg以下	
○ 甲バンドの引抜強さ	(A法) 試料を水平に取り付けて、 垂直方向に引張速度 10cm/minでバンドを引っ張る。 (B法) 使用時に力が加わる方向に引張 速度10cm/minでバンドを引っ張 る。	前甲バンド 600N以上 前はなお 450N以上 ネックバンド、バックバンド、 後はなお 300N以上 ビーチサンダルの場合 甲バンド 200N以上 前はなお 100N以上 後はなお 200N以上 ベビー用(全部位) 150N以上	・A法またはB法のいずれかを選択して試 験を実施する。
甲材の屈曲性	JIS K 6545(フレキシメーター使用) 常温法: $20 \pm 2^\circ\text{C}$ [低温法: $-10 \pm 2^\circ\text{C}$] 本革: 2万回[———] 合皮: 5万回[5千回]	常温法: 4級以上 [低温法: 3級以上]	
塗膜の剥離強さ セロテープ法 (強・弱試験)	生地の上にセロハンテープを貼り付 け、摩擦 I 型試験機で30回擦り つける。そして貼り付けたセロハ ンテープを180度で一気に引き剥 がす。 強: 生地に切り込みあり 弱: 生地に切り込みなし	剥離を認めないこと	・革、合成皮革等の素材
革の仕上げ膜の剥 離強さ	ISO11644	8N/10mm 以上	・革、合成皮革等の素材
スライトファスナ強度	JIS S 3015	JIS S3015に規定された強度であ ること	
防水性	水中に6時間浸漬させる (つり込みから1cmの高さまで浸 漬させる)	靴内部に浸水がないこと	・射出成形は除外
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75 $\mu\text{g}/\text{g}$ 以下	・全色、パーツ込みにて実施 ・代表1色、パーツ込みにて実施

[19]靴類品質基準(3/5)

製品検査(参考)

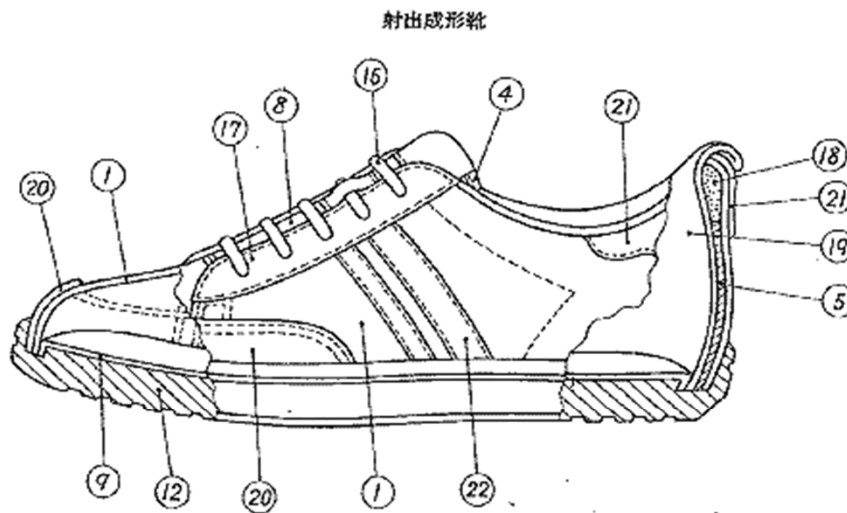
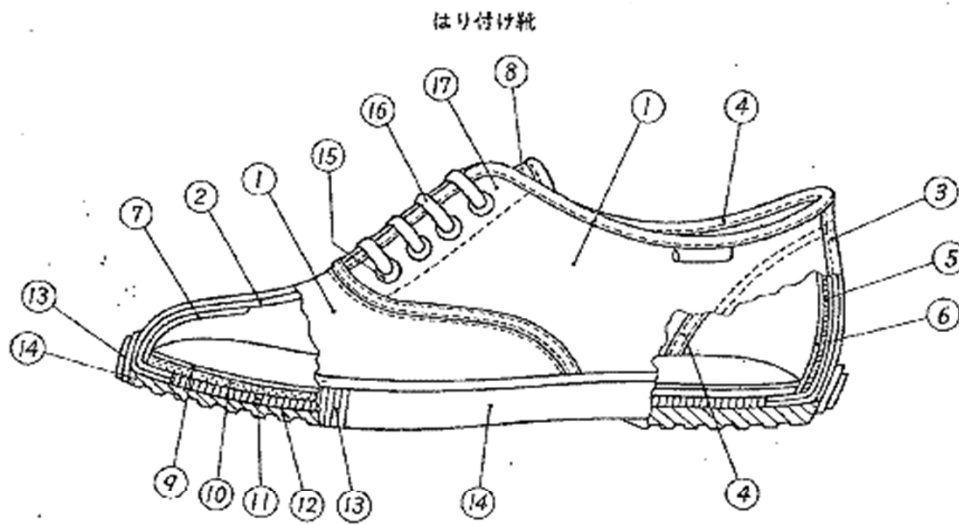
材 料	全 体	人体又は衣服の直接触れる部分に[尖り・バリ・まくれ・鋭利な部分]等、危険な箇所がないか
		色ムラ・キズ・汚れはないか。
	底材等	発泡ムラはないか。浮きなどはないか。
	金属部品	錆はないか。メッキの剥離などはないか。
	スナップ	留め金の脱着性は適正か。
	面ファスナ	接着性は適正か。
	スライドファスナ	チェーン(務歯)の外れはないか
		スライダーの動作はスムーズか。
外 観	製品形態	サイズ違い・デザイン違い・色違い・ねじれ・歪み・
	部位形態	足口の大きさ・踵部分のガタツキ・爪先の形態・高さの左右差
	裁 断	地の目・毛並み・目打ち・チャコ汚れ・
	仕上げ	アタリ・テカリ・焼け・しわ
	柄合わせ	左右対称になっているか。
	特殊プリント	脱落・ひび割れ・剥離・波打ち・歪み・
製 造	全 体	カップインソール(取り外し可能な中敷)は、入っているか。
		ベルト等の抜けはないか。リフト付けの曲がり・ガタツキ
		金具の強度は適正か。ひも通し等のゆるみはないか。
		縫い代幅・折り代は充分か。つり込みジワはないか。
		裁ち目の処理は適正か(ヒートカットなど)。
		接着剤のはみ出し・剥がれ・浮きはないか。
		スライドファスナ等の生地かみはないか。
	縫い不良	縫い不良[縫いはずれ・縫い曲がり・縫い継ぎ・縫い止め・縫いジワ]
	連続縫不良	ミシン・糸調子[糸切れ・引きつれ・目飛び・針穴]

[19]靴類品質基準(4/5)



番号	名称	番号	名称
1	つま革 (爪革)	23	かかとしん
2	飾革	24	台革
3	腰革	25	積上
4	べろ	26	ヒール止めねじくぎ
5	一枚甲	27	ヒール止めらせんくぎ
6	バックステー	28	ルーズネイル
7	先裏	29	ヒール
8	腰裏	30	ヒール巻革
9	すべり止	31	化粧
10	しゃこ止	32	中敷
11	チープ	33	甲縫糸
12	はとめ	34	すくい縫糸
13	靴ひも	35	出縫糸
14	表底	36	底縫糸
15	中底	37	ブラットフォーム巻革
16	中底リブ	38	ブラットフォーム巻革縫糸
17	先しん	39	ブラットフォーム
18	月形しん	40	ウエッジ
19	ウエルト	41	クッション
20	踏まずしん	42	尾錠
21	中物	43	かかとしん釣り込みくぎ
22	かかと	44	積上げくぎ

[19]靴類品質基準(5/5)



番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	甲布	9	中底布	17	はとめ布
2	甲裏布	10	中底布	18	パッド
3	かかとひも布	11	しん (芯) 底	19	履口布
4	へり布	12	本底	20	先飾布
5	月形しん	13	トゥガード	21	かかと飾布
6	月形布	14	テープ	22	サドル
7	先しん	15	はとめ		
8	舌布	16	靴ひも		

[21]傘類品質基準(1/3)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 傘生地の組成	家庭用品品質表示法 (雑貨工業品品質表示規程)	表示が適正であること	
○ 親骨の長さ		表示が適正であること	
○ 取扱い上の注意		表示が適正であること	
○ 表示者名		表示が適正であること	
○ 原産国	不当景品類及び 不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅牢度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	変退色 3(4)級以上	・晴雨兼用傘に適用 ・()内は、日傘に適用
○ 摩擦	JIS L 0849 II形	乾燥 3-4級以上 湿潤 3-4(2)級以上	・表側に適用 ・()内は、特殊プリント、濃色セルロース系素材に適用
○ 水	JIS L 0846	変退色 3-4級以上 汚染 3-4級以上	・表側に適用

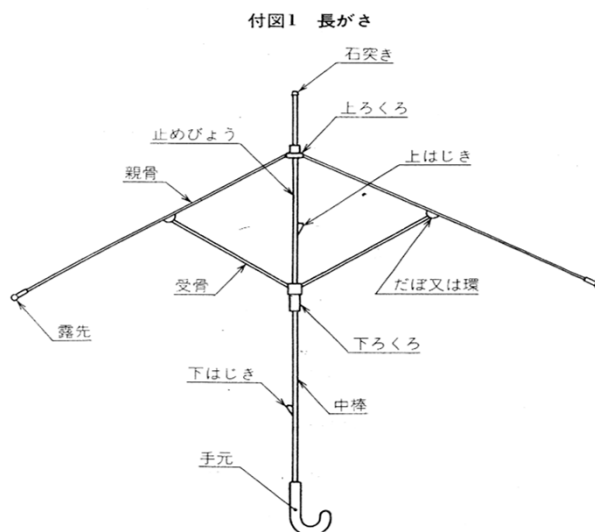
5. 物性および安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 操作性	100回繰返し開閉操作	各部に亀裂、破損、変形がないこと。スムーズに動くこと。	
○ 漏水性	JIS S 4020-1994 降雨量 20 ± 2 mm/h 降雨時間20分	傘の内部に伝水がなく、傘の内部への水滴が15滴以下。	刺繍・レース部分は判定除外 (その旨付記する)
○ 撥水性	JIS L 1092 スプレー法	3級以上	・撥水表示品にのみ適用
○ 耐水度	JIS L 1092 低水圧法	250mm以上	
親骨の曲げ強さ	親骨の先端部に6Nの荷重を傘の内側方向へ加え1分間保持	各部に亀裂、破損、変形がないこと。	
親骨の曲げ強さ	3点負荷治具使用 速度50mm/min 支点間10cm	50N以上	・露先から10cm程離れた部分を採取する
○ 中棒の曲げ強さ	JIS S 4020-1994 荷重: 一般 15N 学童 20N	残留たわみが全長の1/10以下で、各部に異常が無いこと。	・長傘に適用
○ 中棒の引張強さ	中棒接合部の抜け方向に350Nの静荷重を1分間保持	中棒接合部に緩み、抜けのないこと	・折傘に適用
○ 傘骨の強さ	回転トルク試験機使用	各部に亀裂、破損、変形がないこと	・長傘(一般、学童共)100回転 ・2段折傘 40回転 ・3段折傘 20回転

[21]傘類品質基準(2/3)

製品検査(参考)

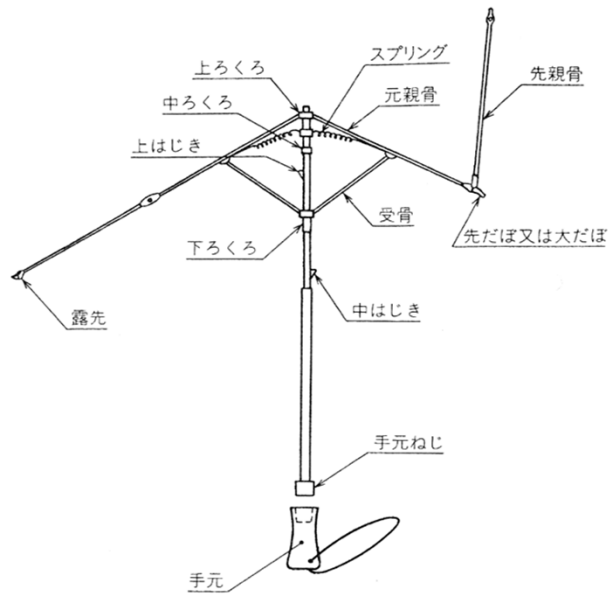
外 観 材 料	傘生地	破れ・穴・織り傷・汚れ たるみ・張り過ぎ・縁掛けのめくれ
	石突き	曲がり・ゆるみ・バリ・形状・表面積(20 mm ² 以上)
	漏水性能	水漏れ・表面はっ水
	親骨	曲がり・ねじれ・彎曲性・メッキむら・バリ・ダボのピン抜け
	受け骨	メッキ・塗装ムラ・バリ・曲がり・ねじれ
	露先	形状・取付状態[ほつれ・位置・糸始末]
	ろくろ	抱き針始末・ひび割れ・形状
	中棒	曲がり・亀裂・メッキムラ・錆・傷バリ・へたツキ・ガタツキ・ぐらつき・抜け
	柄合わせ	布目が縁に垂直・図柄のくい違い
	特殊プリント	とび・かすれ・色差
構 造	はじき	抜け・下ろくろと上はじきで指を挟む危険性
	手元	傷・バリ・コーティングムラ・べたツキ・ガタツキ・ぐらつき・抜け
	開閉テスト	はじき・ろくろの動き、開きのスムーズさ
	回転テスト	バランス・中棒の亀裂・親棒の異常
縫 製	運針数	中縫[12針/3cm以上]
	とじ	中とじ・口づけ・チップ
	色違い	縫糸・傘生地
	縫い不良	ハンドリング不良[縫い外れ・縫曲がり・たるみ・縫止め・縫い継ぎ]
	連続縫不良	ミシン・糸調子[糸切れ・引きつれ・目飛び]



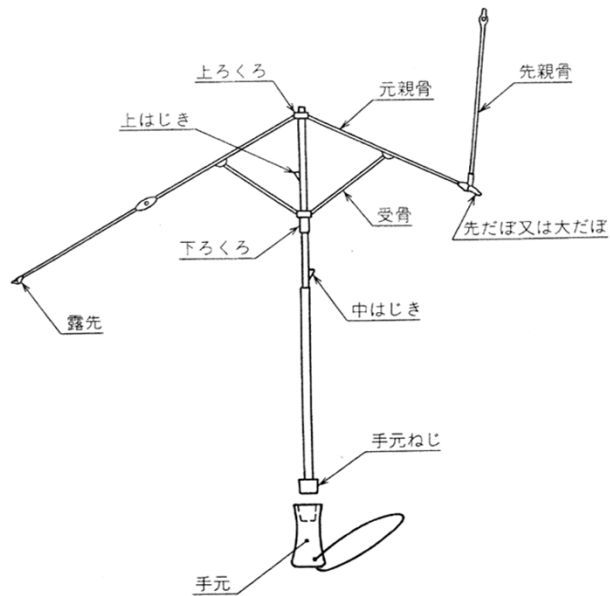
[21]傘類品質基準(3/3)

付図2 折りたたみがさ

(1) スプリング式



(2) ホック式



[20]ベルト類品質基準(1/2)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
組成表示	家庭用品品質表示法準拠	表示が適正であること	
表示者名	(雑貨工業品品質表示規程準拠)	表示が適正であること	
サイズ		表示が適正であること	・表示品に適用
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅牢度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 4(3)級以上 湿潤 4(2)級以上	・表側及び衣服に当たる側に適用 ・()内は天然皮革、デニム、特殊プリント、濃色セルロース系繊維素材、コール天、別珍、起毛品、雑材に適用。
水	JIS L 0846	変退色 4級以上 汚染 3級以上	・表側及び衣服に当たる側に適用 ・天然皮革は除外

5. 物性および安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 金具の取付強度	取付金具の両端から各々5cm離れたベルト部分をつかみ、20cm/minの速度で引張る	250N以上	
引張強さ	JIS L 1096 引張強さ準用 ベルト全巾 速度20cm/min	250N以上	
もみ試験	JIS L 1096 摩耗強度 スコット法 ベルト全巾 荷重10N 往復摩擦回数 500回	亀裂や切断および接着面の剥離がないこと。また、縫製されたものについては、縫糸切れやほつれがないこと。	・革、合成皮革等の素材
耐屈曲性	ベルト穴を含む15cmの試験片を採取し、10cm⇄5cmで表側が外側に屈曲するようにデマッチャ式伸縮疲労試験機に試験片を取り付け、1分間に60回の速さで5000回繰り返す。	使用上支障のある破損等の異常が認められないこと。	
革の仕上げ膜の剥離強さ	ISO11644	8N/10mm 以上	・革、合成皮革等の素材
塗膜の剥離強さ セロテープ法 (強・弱試験)	生地の上にセロハンテープを貼り付け、摩擦 I 型試験機で30回擦りつける。そして貼り付けたセロハンテープを180度で一気に引き剥がす。 強: 生地に切り込みあり 弱: 生地に切り込みなし	剥離を認めないこと	・革、合成皮革等の素材
○ ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号 (厚生労働省令第124号)	乳幼児 0.05以下 一般用 75µg/g以下	・全色、パーツ込みにて実施 ・代表1色パーツ込みにて実施

[20]ベルト類品質基準(2/2)

製品検査(参考)

材 料	全 体	人体又は衣服の直接触れる部分に[尖り・バリ・まくれ・鋭利な部分]等、危険な箇所がないか
	金属部品	錆はないか。メッキの剥離などはないか。
外 観	製品形態	伸び・ネジレ・歪み・波打ち・バブリング
	裁 断	地の目・毛並み・目打ち・チャコ汚れ
	仕上げ	アタリ・テカリ・焼け・しわ
	特殊プリント	脱落・ひび割れ・剥離・波打ち・歪み
縫 製	全 体	金具の強度は適正か。
		裁ち目の処理は適正か
		接着剤のはみ出し・剥がれ・浮きはないか。
	ハントリング	ハントリング不良[縫外れ・縫曲がり・縫止め]はないか。
	連続縫不良	ミシン・糸調子[糸切れ・引きつれ・目飛び・地糸切れ]
	始 末	糸切り・編糸端

[22]羽毛製品品質基準(1/1)

1. 羽毛品質

○: 必須

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 組成混合率	JIS L 1903	ダウン/フェザー率 表示が100%の場合: -1% その他の場合: ±5% ファイバー率合計: 8.0%以下 陸鳥フェザー: 1.5%以下 きょう雑物: 1.5%以下	
○ 清浄度	JIS L 1903	500mm以上	
○ 酸素計数	JIS L 1903	4.8mg以下	
○ 油脂分率	JIS L 1903	1.0%以下	
○ かさ高性 (ダウンパワー)	JIS L 1903 前処理スチーム法	ダウン率 0~49% : 200 DP以上 ダウン率50~79% : 250 DP以上 ダウン率80~89% : 300 DP以上 ダウン率90~100% : 350 DP以上 ※ダウンパワー値の表示がある 場合は表示数値以上	
フィルパワー	IDFB Part10	表示数値以上	フィルパワーの表示がある場合に適用
鳥種混合率	日羽協 JDFA TM-002	表示の鳥種90%以上	鳥種の表示がある場合に適用
グレー羽毛混入率	日羽協 JDFA TM-003	ホワイト表示: 1.5%以下 ピュアホワイト表示: 0.05%以下	ホワイトまたはピュアホワイトの表示がある場合に適用
臭気	日羽協 JDFA TM-005	羽毛から悪臭がないこと	
pH	日羽協 JDFA TM-004	4.0~7.5	

2. 物性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
羽毛吹出し	日羽協 JDFA TM-013	日羽協評価基準に適合していること	ダウンウェア製品に適用
ラビング	EN12132-1	15個以下	羽毛が接する生地
通気性	JIS L 1096 A法	3.0 cm ³ /cm ² ・s以下	羽毛が接する生地

3. 安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
ホルムアルデヒド	厚生省令 第34号	乳幼児 0.05以下	
	(厚生労働省令第124号)	一般用 75μg/g以下	
蛍光増白剤	ブラックライト照射	蛍光反応がない事	乳幼児品に適用

[23]機能性品質基準(1/2) (カーテン類、布製マスク、カバン類は別途個別基準も参照の事)

1. 機能性

試験項目	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
はっ水性	JIS L 1092 スプレー法	処理前:4級以上 処理後:2級以上	・法対象品以外でメリット表示を付ける製品に適用 ・漏水がある場合は、判定より除外(その旨付記する)
吸水性	JIS L 1907 滴下法	編地 12秒以下 織地・靴下 60秒以下	
	JIS L 1907 沈降法	60 秒以下	・タオル地に適用
速乾性	拡散性残留水分率(0.6ml滴下)	拡散性残留水分率が10%に至るまでの時間 【織地】 セルロース系100%:65分以下 合成繊維100%:45分以下 【編地】 セルロース系100%:75分以下 合成繊維100%:55分以下	・セルロース系繊維と合成繊維混用品は、その割合によって比例配分した数値を基準値とする。 (基準値計算式) 織地(分): $45 + (A \times 0.2)$ 編地(分): $55 + (A \times 0.2)$ A:セルロース系繊維の混用率(%)
	ISO 17617 A-1法	乾燥時間 【織地】 セルロース系100%:80分以下 合成繊維100%:70分以下 【編地】 セルロース系100%:85分以下 合成繊維100%:75分以下	・セルロース系繊維と合成繊維混用品は、その割合によって比例配分した数値を基準値とする。 (基準値計算式) 織地(分): $70 + (A \times 0.1)$ 編地(分): $75 + (A \times 0.1)$ A:セルロース系繊維の混用率(%)
	ISO 17617 A-2法	乾燥時間 【織地】 セルロース系100%:40分以下 合成繊維100%:30分以下 【編地】 セルロース系100%:45分以下 合成繊維100%:35分以下	・セルロース系繊維と合成繊維混用品は、その割合によって比例配分した数値を基準値とする。 (基準値計算式) 織地(分): $30 + (A \times 0.1)$ 編地(分): $35 + (A \times 0.1)$ A:セルロース系繊維の混用率(%)
抗菌防臭	JIS L 1092	抗菌活性値 2.2以上 (洗濯前後)	・SEK基準に基づく
制菌	JIS L 1092	抗菌活性値 $\geq$ 増殖値 (洗濯前後)	・SEK基準に基づく
消臭性	機器分析試験法 (検知管法、GC法)	下記減少率以上(洗濯前後) 汗臭:アンモニア80%、酢酸70%、 イソ吉草酸95% 加齢臭:アンモニア80%、酢酸70%、 イソ吉草酸95%、ノネール90% その他臭気は、SEK基準に従う	・SEK基準に基づく
抗ウイルス性	JIS L 1922、ISO18184	抗ウイルス活性値 $\geq$ 3.0 (洗濯前後)	・SEK基準に基づく
抗かび性	JIS L 1921、ISO13629-1	肌着、靴下などの一般衣料品 抗かび活性値 2.0以上 洗濯頻度が少ない繊維製品 抗かび活性値 3.0以上	・SEK基準に基づく
接触冷感	JIS L 1927	$q_{\max} \geq 0.1$ ($\Delta T: 10^{\circ}\text{C}$) $q_{\max} \geq 0.2$ ($\Delta T: 20^{\circ}\text{C}$)	・指定が無い場合は、 $\Delta T: 10^{\circ}\text{C}$ にて実施
保温性	JIS L 1096 A法(恒温法)	対照品との差が5.0%以上	
	KESサーモラボⅡ型 ドライコンタクト法		
汗じみ防止	試験試料裏側に水を1滴(0.04ml)滴下し、変退色用グレースケールを用いて滴下直後と5分後の表側への水の染み出し程度の判定を行う	直後 4級以上 5分後 3-4級以上	
紫外線遮蔽性	JIS L 1925 紫外線遮蔽率	80%以上	・表示がある場合は、表示値以上
	JIS L 1925 紫外線防護係数	UPF15以上	
吸湿発熱	ISO 18782	$\Delta T \geq 1.6^{\circ}\text{C}$ (合成繊維100%) $\Delta T \geq 2.8^{\circ}\text{C}$ (その他) または 対象品との最大上昇温度差が 0.5 $^{\circ}\text{C}$ 以上	
	QTEC法(案)	対象品との最大上昇温度差が 0.5 $^{\circ}\text{C}$ 以上	

[23]機能性品質基準(2/2) (カーテン類、布製マスク、カバン類は別途個別基準も参照の事)

1. 機能性(続き)

試験項目	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
光吸収発熱性	JIS L 1926	未加工との差 +2℃以上	
遮熱性	JIS L 1951	未加工との差 +2%以上	・遮熱率表示がある場合は、表示値以上
帯電性	JIS L 1094 半減期測定法	半減期10秒以下且つ 摩擦耐電圧3000V以下 または	
	JIS L 1094 摩擦帯電電圧測定法	半減期60秒以下且つ 摩擦耐電圧1500V以下	
	JIS L 1094 摩擦帯電電荷量測定法	7 $\mu\text{C}/\text{m}^2$ 以下	・導電繊維を含む製品に適用
	JIS T 8118	0.6 $\mu\text{C}/1$ 着以下	・導電繊維を含む製品に適用 ・製品にて実施
防汚性	JIS L 1919 A-1法 (泥汚れ等の粗い粉体汚れ)	絶対評価 3.5 級以上 (SG/SR) 相対評価 3.0 級以上、かつ未加工布との差が1.0 以上 (SG/SR)	・SEK基準に基づく ・表示内容に準じてSG(汚れがつきにくい)またはSR(汚れが落ちやすい)の両方または何れかを実施
	JIS L 1919 A-2法 (埃等の細かい粉体汚れ)		
	JIS L 1919 B法 (親水性汚れ)		
	JIS L 1919 C法 (親油性汚れ)		
花粉汚れ試験	織技協法	汚れが洗濯で落ちやすい(SR) 4.0 級以上	・SEK基準に基づく ・花粉の落ちやすさを評価する
		汚れが付きにくい(SG) 3.0 級以上	・SEK基準に基づく ・花粉の付きにくさを評価する
花粉リリース性	QTEC法	減少率 80%以上	・花粉の落ちやすさを評価する
防透け性	JIS L 1923	防透け指数93.0以上	・水着については、湿潤試験で防透け指数97.0以上であること
抗ピル性	JIS L 1076 A法	3.5級以上	・合繊織、起毛品などの特例基準無し
ストレッチ性	伸長率 JIS L 1096 B法 伸長回復率 JIS L 1096 B-1法	伸長率 10%以上 伸長回復率 80%以上(1時間後)	・織地に適用
ウォッシュャブル	取扱表示及び付記用語通り 洗濯回数:5回	洗濯1回目と5回目の結果が各製品規格の外観・縫製・耐洗濯性基準を満たすこと	・コート、スーツ、ジャケット、スラックスなどの製品や毛・絹・麻などを含み一般的に家庭洗濯不可と思われる製品で「家庭で洗える」、「洗濯機で洗える」などのメリット表示を付ける製品に適用
形態安定性	JIS L 1930 C4M 洗濯回数:10回 乾燥方法:表示通り	洗濯1回目と10回目の結果が以下基準を満たすこと	・()内はスリット・前割れ及びたて方向に柄等がある製品に適用
		外観・縫製 異常がないこと 寸法変化率 織地 $\pm 1.5\%$ 以内 編地 $\pm 3\%$ 以内 変退色 4級以上 色泣き 目立たないこと パッカリング 3.5級【織地】 斜行 7(5)%以下【編地】 防しわ 3.2級以上	
防しわ性	取扱表示及び付記用語通り 洗濯回数:5回	防しわ 3.5級以上	・製品にて実施
	JIS L 1059-1 モンサント法	80%以上	

2. 加工耐久性

耐洗濯性	JIS L 1930 C4M 吊干し 5回	繰返し5回処理後も各試験の基準値を満たしていること	・後加工をしているものに適用 ・SEK基準があるものは、処理・回数はSEK基準に従う
耐ドライ性	取扱表示通り 3回	繰返し3回処理後も各試験の基準値を満たしていること	・はっ水性については、家庭用品品質表示法の処理・回数に従う

[24] キャンプ用テント品質基準(1/4)

1. 表示事項

○: 必須

表示事項	適用規格	判定基準	特例判定基準及び備考
○ アウターテント、インナーテントの生地組成	家庭用品品質表示法準拠	表示が適正であること	
取扱い上の注意		表示が適正であること	・SG基準(CPSA0100)
○ 表示者名		表示が適正であること	
サイズ		表示が適正であること	・SG基準(CPSA0100)
○ 原産国	不当景品類及び不当表示防止法	表示が適正であること	
○ 質量		表示が適正であること	収納袋に入れた状態での総質量を記載
その他の表示		表示が適正であること	

2. 製品検査

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 外観・縫製	—	異常がないこと	・SG基準(CPSA0100)
○ 寸法	SG基準(CPSA0100)	1人当り 就寝部寸法 (下記寸法以上であること) R形: 長さ 205cm、幅 70cm T形: 長さ 200cm、幅 65cm S形: 長さ 200cm、幅 60cm 共通: 測定高さ: 5cm	テント分類はSG基準(CPSA0100)に従う R形: 居住目的(長期間)とした宿泊テント T形: 旅行目的とした宿泊テント S形: 小型宿泊(就寝)を目的としたテント 標準: 質量が2.5kgを超えるテント 軽量: 質量が2.5kg以下のテント 以下同様
		就寝部高さ R形: 就寝部30%以上が170cm以上 T形・S形: 1~2人用 1体設置可 3~4人用 2体設置可	・SG基準(CPSA0100)に定める人型模型を使用
		就寝部グランドシート ます形構造で縁部の高さ10cm以上であること	
○ 構造	ISO 5912	換気構造を有すること	・S形: 1人につき100cm ² 以上の開口部が2つ以上あること ・T形、R形: 常時、結露を減少させるために空気が循環する構造であること
		グランドシートは各コーナーに裾止を有すること	・インナーテントに幅200cm以上の出入口を有する場合は、直接接地面との固定が可能なこと
		ファスナーはエレメントとテープの色は異なり、スライダーが目立ちやすいこと	・出入口を開閉するためのファスナーは内側用と外側用の2つのスライダーを有し、内外どちらからも開閉できること
		張り網の通し部のはと目は、下記張り方向の強度に1分間耐えられること R形 400N T形 350N S形 300N (250N)	・ばねばかりのフックをはと目に掛けて測定 ・S形()内は軽量テントに適用
		T形、R形は誤った組合せのフレーム組み立てが出来ないような構造になっていること パイプ状フレームは最低でも外径の3倍以上の接続部長さを有すること	・パイプ状フレームの接続部長さ基準は、S形、T形、R形ともに適用

[24] キャンプ用テント品質基準(2/4)

3. 素材確認

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
混用率 (繊維、素材鑑別)	JIS L 1030 他	—	・組成表示がある場合は、組成表示に適合していること

4. 染色堅ろう度

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 耐光	JIS L 0842 第3露光法	3-4級以上	・アウターテント生地に適用
水	JIS L 0846	変退色 4 級以上	
		汚染 4 級以上	
摩擦	JIS L 0849 II 形	乾燥 4 級以上	
		湿潤 3 級以上	

5. 物性および安全性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ フレーム曲げ強さ	SG基準(CPSA0100) 荷重: R形 100N T形 81N フレーム末端を固定し、長さ100cmの点に上記荷重を掛け、10分間放置	異常がないこと	・R形、T形に適用
○ 裾止め部の引張強さ	JIS L 1096 B法 引張速度: 100mm/min 試料幅: 50mm	R形 500N以上 T形・S形 350N以上	
○ 耐降雨性	SG基準(CPSA0100) 降雨量60mm/hr 降雨時間60min 水圧300~400kPa	アウターテントの屋根部がインナーテントに接触せず、テント内に漏水がないこと	・高架式グリッド型スプリンクラー装置使用(ISO5912準用)
○ スライドファスナー	JIS S 3015	JIS S 3015 に規定する性能を満たすこと	実試験での評価の他、使用材料明細書(性能評価書、エビデンスなど)により確認可
○ 生地 of 引張強さ	JIS L 1096 A法 試料幅: 50mm つかみ間隔: 200mm 引張速度: 150±10mm/min	R形 屋根部 1000N以上(皮膜有) 700N以上(皮膜無) アウターテント 850N以上(皮膜有) 600N以上(皮膜無) インナーテント 300N以上 T形 屋根部 850N以上(皮膜有) 700N以上(皮膜無) アウターテント 800N以上(皮膜有) 500N以上(皮膜無) インナーテント 300N以上 S形 屋根部 500N以上(標準) 400N以上(軽量) アウターテント 500N以上(標準) 400N以上(軽量) インナーテント 300N以上	

[24] キャンプ用テント品質基準(3/4)

5. 物性および安全性(続き)

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
○ 生地 of 引裂強さ	JIS L 1096 C法(トラペゾイド法) 準拠 試料幅50mm×試料長230mm つかみ間隔: 100±1mm 引張速度: 100mm/min	R形 屋根部・アウターテント 45N以上(皮膜有) 40N以上(皮膜無) T形 屋根部・アウターテント 40N以上(皮膜有・無) S形 屋根部・アウターテント 30N以上(標準・軽量)	
○ 耐水圧	JIS L 1092 (ISO811)	R形・T形: 屋根部・アウターテント 20kPa (2040mm)以上 グランドシート 30kPa (3060mm)以上 S形(標準): 屋根部・アウターテント 20kPa (2040mm)以上 グランドシート 30kPa (3060mm)以上 S形(軽量): 屋根部・アウターテント 15kPa (1530mm)以上 グランドシート 30kPa (3060mm)以上	
○ 生地 of 縫合部強さ	JIS L 1093 A-1法	生地 of 引張強さ基準値の50% 以上を満たすこと	
難燃性	JIS L 1091 A-1法(質量450g/m ² 以下) A-2法(質量450g/m ² 超) [前処理] 温水浸漬処理 50±2℃×30min 乾燥処理 50±2℃×24hr シリカゲル入デシケータ 2hr以上	燃焼面積 A-1: 30cm ² 以下 A-2: 40cm ² 以下 残炎時間 A-1: 3秒以下 A-2: 5秒以下 残じん時間 A-1: 5秒以下 A-2: 20秒以下	熱収縮するものは、防災協会防災製品 基準の45° たるませ法に準拠 [前処理] 温水浸漬処理 50±2℃×30min 乾燥処理 50±2℃×24hr シリカゲル入デシケータ 2hr以上 JIS L 1091 A-1法、A-2法 に準拠し、 試料をたるませて45° に取り付け [判定基準] 炭化長 20cm以下

[24] キャンプ用テント品質基準(4/4)

5. 物性および安全性(続き)

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
耐候性	①JIS L 0891 A法 (キセノンアーク灯) 180W/m ² (300~400nm) 曝露時間 120hr 降雨サイクル 18min/120min ②JIS L 0891 B法 (サンシャインカーボンアーク灯) 78.5W/m ² (300~400nm) 曝露時間 270hr 降雨サイクル 18min/120min	屋根部、アウターテント 生地の引張強さ基準値を満たす こと	・屋外曝露3か月分の紫外線エネルギー 量 77MJ/m ² (300~400nm)に相当
耐食性	JIS H 8502 7.1 (中性塩水噴霧試験法) 塩化ナトリウム濃度: 50±5g/l (pH: 6.5~7.2) 噴霧量: 1.5±0.5ml/80cm ² /hr 試験槽内温度: 35°C±2°C 塩水タンク温度: 35°C±2°C 空気飽和器温度: 47°C±2°C 圧縮空気圧力: 70~167kPa 試験時間: 24hr	目視により、錆の発生が認めら れないこと	・海岸地域での屋外暴露1か月に相当 ・実試験での評価の他、使用材料明細書 (性能評価書、エビデンスなど)により確 認可

6. 機能性

試験項目	試験方法	判定基準	特例判定基準及び備考
遮熱性	テント型フレーム(W30cm× D30cm×H20cm)に生地を取り 付け、ブラックパネルを置いた断 熱材の上に設置する。構造体の 天頂に向けて人工太陽照明灯を 照射し、照射前と30分間照射後 のブラックパネル温度から上昇 温度ΔTを求める。同様に空試 験を行い得られた結果から遮熱 率(%)を求める	—	・ブラックパネル温度は2分毎に測定し、 照射時間-上昇温度曲線を作成 ・基準値を設定せず遮熱率のみ表示
保温性	冷氣槽と試験槽とに分けられた 装置の中央に45cm×40cmの試 料を取り付けた試料枠を設置し、 冷氣槽、試験槽共に25°Cに設 定。冷却装置を用いて冷氣槽内 を冷却し、試験槽の冷却前と60 分冷却後のセンサーの温度から 下降温度ΔTを求める。同様に 空試験を行い得られた結果から 保温率(%)を求める	—	・アウターテント・インナーテントを組み合 わせて測定する場合は、装置の中央に 5cm間隔を空けて試料(冷氣槽側にアウ ターテント地、試験槽側にインナーテント 地)を取り付けた試料枠を2枚並行に取り 付ける ・センサーの温度は5分毎に測定し、冷却 時間-下降温度曲線を作成 ・基準値を設定せず60分後の保温率を 表示
遮光性	JIS L 1055 A法準拠 照度 1000 lx	—	・照射方向はインナー側からアウター側 に向けて測定実施(夜間照明が付いた テント内を想定) ・基準値を設定せず、遮光率のみ表示
紫外線遮蔽率	JIS L 1925	—	・基準値を設定せず、紫外線遮蔽率のみ 表示